

長野県農業大学校授業料の減免手続等に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号以下「管理規則」という。）の規定に基づき授業料の減免及び分納に関して必要な事項を定める。

(減免の基準)

第2条 管理規則第31条第1号の規定による減免の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学資負担者（本校学生の学資を主として負担している者。以下同じ。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 学資負担者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第1号若しくは第2号又は同条第3項の規定により市町村民税が非課税とされているとき。
- (3) 学資負担者の死亡、障害又は傷病等により前各号に準ずる程度に、著しく生活が困難となったとき。
- (4) 学資負担者が、災害、生業不振その他の理由により、第1号及び第2号に準ずる程度に、著しく生活が困難となったとき。
- (5) その他特別な理由により、前各号に準ずる者として校長が認めたとき。

(減免の期間)

第3条 授業料の減免は、休学期間を除き、通算して4年を超えることができない。

(減免の金額)

第4条 管理規則第31条第1号の規定による減免の金額は、年額の12分の1に相当する額に減免を決定した日の属する月から当該事由が消滅する日の属する月までの月数を乗じて得た額をいう。

(減免の申請)

第5条 管理規則第31条第1号の規定による授業料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は授業料減免申請書（様式第1号）及び理由書（様式第2号）を4月20日までに校長に提出しなければならない。ただし、第2条第3号、4号及び第5号に該当する場合はその都度提出するものとする。
なお、次年度において引き続き減免を受けようとする者は、改めて減免申請をするものとする。

2 管理規則第32条に規定する証明書は、次の各号に掲げるとおりとし、前項の理由書に添えて提出するものとする。

- (1) 第2条第1項の規定に該当する者にあつては、所轄福祉事務所長の生活保護についての証明書
- (2) 第2条第2項の規定に該当する者にあつては、減免を受けようとする年度に係る市町村民税の納税証明書

ただし、年度当初に提出する納税証明書は前年度のものでよいが、後日、当該年度に係る納税証明書を提出するものとする。なお、この場合にあつて当該年度に係る納税証明書を徴したところ減免非該当となった場合は、年度当初に遡って減免を取り消すものとする。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書類。

(減免の決定)

第6条 校長は、前条第1項に基づく授業料減免申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料減免承認（不承認）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

なお、承認期間は減免を決定した日の属する年度の末日までとする。

(減免事由の消滅)

第7条 管理規則第33条に規定する減免事由の消滅の届け出は、減免事由消滅届出書(様式第4号)により速やかに校長あて届け出るものとする。

(減免取消後の授業料の納付)

第8条 管理規則第34条第2項に規定による授業料の納付は、同条第1項各号に該当する月から行う。

(授業料の還付)

第9条 管理規則第35条第3号の規定による授業料の還付の額は、年額の12分の1に相当する額に減免を決定した日の属する月から当該事由が消滅する日の属する月(授業料を分納している場合にあつては、当該事由が消滅した日若しくは納入した期の末日のいずれか早い日の属する月)までの月数を乗じて得た額をいう。

(授業料の分納)

第10条 管理規則第30条第2項に規定する授業料の分納をする場合は、授業料分納申出書(様式第5号)を4月10日までに提出し、承認を得なければならない。

分納をする場合は前期、後期2回とし、それぞれの年額の2分の1に相当する金額を4月末日、10月末日までに納めるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、授業料の減免申請手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

授業料減免申請書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

入学年度

学 科

申請者氏名

印

学資負担者氏名

印

別添理由書に記載のとおり授業料を納めることが困難ですから減免してください。

様式第2号（第5条関係）

理 由 書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

入学年度

学 科

申請者氏名

印

減免を申請する理由は下記のとおりです。

記

申請者の属する世帯の状況（ 年 月現在）

学生と生計を一にする者について記入すること

氏 名	生年月日	年齢	続柄	所 得 額	市町村民税課税額

減免を必要とする状況

--	--

第 年 月 日

学 科

様

長野県農業大学校長

授業料減免承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました授業料の減免については、審査の結果、下記のとおり承認します（できません）ので通知します。

記

- 1 減免する額 円
- 2 減免する期間 年 月から 年 月
- 3 不承認の理由

授業料減免事由消滅届

年 月 日

長野県農業大学校長 様

入学年度

学 科

申請者氏名

印

学資負担者氏名

印

下記の理由により授業料減免事由が消滅しましたので、届け出ます。

記

1 消滅事由

2 消滅した日 年 月 日

3 減免決定日 年 月 日

授業料分納申出書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

入学年度

学 科

申請者氏名

印

学資負担者氏名

印

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）第30条第2項の規定による授業料の分納を申し出ます。

記

分納する場合の授業料納入通知書の送付先等

郵便番号

住 所

電話番号